

## 新型コロナウイルスに係る事態別対応基準 および抗原検査キットの提供について

当センターの会員が新型コロナウイルスの感染拡大に関与することを抑止するため、事態別対応基準および抗原検査キット提供基準を定めましたのでお知らせします。

- 1 事態別対応基準 別紙のとおり
- 2 抗原検査キットの提供基準

提供対象	提供回数
ねんりん本店、ねんりんヴィオ店、ねんりん茶屋のーそん及びココ・のーそんで接客を行う会員で、体調に異常を感じた時。	必要に応じて 随時
就業先事業所で感染者が発生し、接触者とは判定されなかった場合で、他の就業がある会員。（当該事業所負担の検査が受けられない場合に限る）	
就業先事業所に感染者との接触者がいることが判明した場合で、他の就業がある会員。（当該事業所負担の検査が受けられない場合に限る）	
別紙会員の事態別対応基準に該当する場合	

### 3 キットの受渡し方法

不要な接触を避けるため、キットの受渡しは次の方法による。

- ①事務所は、あらかじめセンター玄関内に受渡し専用ボックスを準備しておく。
- ②対象会員は、電話により会員番号、氏名、理由を述べキットを請求する。
- ③上記の電話を受けた職員は、会員氏名を書いたキット入り封筒を専用ボックスに入れ、会員に取りに来るよう連絡する。

### 4 キット提供に係る負担

キットの代金は、当センターが負担する。

### 5 結果の報告

キットの提供を受けた会員は、受け取った日のうちに検査を行い、できるだけ速やかに結果を報告しなければならない。

## 会員の新型コロナウイルスに係る事態別対応基準

公益社団法人大野市シルバー人材センター

事 態	会員の対応内容	事務所の対応内容
会員に発熱があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所に連絡する。</li> <li>・かかりつけ医又は相談センターに事前連絡し、陰性であることを確認する。</li> <li>・陰性の確認ができるまで就業しない。</li> </ul>	当該会員の経過を把握する。
会員の家族等が感染者と接触した恐れがあるとしてPCR検査を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所に連絡する。</li> <li>・家族の陰性確認後5日は就業しない。</li> <li>・家族の検査判定前を除き、抗原検査を実施し陰性の場合には就業可能とする。</li> </ul>	当該会員の経過を把握するとともに当該会員と職員の接触状況を調査する。必要に応じて会員及び接触職員の <b>抗原検査</b> を行う。
会員の家族が濃厚接触者として判定を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所に連絡する。</li> <li>・家族の陰性確認後1週間は就業しない。</li> </ul>	
会員の家族が感染者となった場合又は会員が濃厚接触者と判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の指示に従うとともに、事務所に連絡する。</li> </ul>	
cocoaで接触通知があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談センター又は保健所へ相談し指示を仰ぐとともに事務所に連絡する。</li> </ul>	
会員の感染が判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の指示に従うとともに、事務所に連絡する。</li> </ul>	
		<p>職員が濃厚接触者として判定された場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の閉鎖、消毒について、保健所の指示により対応する。</li> <li>・一斉送信により会員に事態を連絡する。</li> <li>・接触者として判定された職員は保健所の指示に従う。その他職員は<b>抗原検査</b>を実施する。</li> <li>・濃厚接触者として判定された職員の休暇は特別休暇対応とする。</li> </ul> <p>接触者として判定された会員は保健所の指示に従う。その他接触が疑われるが判定外となった会員は<b>抗原検査</b>を実施する。</p> <p>必要に応じて、事務所入り口に事務所閉鎖等の掲示をするとともに警備会社に連絡する。</p>